

<p>発表事項</p>	<p>「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」の策定及び公表について</p>
<p>発表内容</p>	<p>1 要旨 環境省では、四日市港におけるヒアリ類対策の強化のため、四日市港を“モデル港”として位置付け、「四日市港ヒアリ対策連合会議」を設置、令和6年3月に全国の他の港湾の取組においても参考となる「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」を策定し、このマニュアルの公表が本で行われました。</p> <p>2 発表内容 (1) 背景・目的 環境省では、四日市港をヒアリ類対策の“モデル港”と位置付け、関係機関の情報共有・連携体制を検討・構築することを目的として、令和4年12月に関係団体・行政機関で「四日市港ヒアリ対策連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置しました。 連絡会議では、改正外来生物法に基づく対処指針の内容を着実に効果的に実施するため、四日市港の関係事業者が取り組むべき措置を検討し、令和6年3月に全国の他の港湾の取組においても参考となる「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」を策定しました。</p> <p><四日市港ヒアリ対策連絡会議 構成員> ○関係団体： ・四日市港運協会 ・四日市海運貨物取扱業会 ・名古屋四日市国際港湾株式会社 四日市事業本部 ・四日市コンテナターミナル株式会社</p> <p>○行政機関： ・国土交通省 中部地方整備局 港湾管理課 ・国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所 ・三重県 農林水産部 みどり共生推進課 ・四日市市 環境部 環境政策課 ・四日市港管理組合 ・(事務局) 環境省 中部地方環境事務所</p> <p>(2) マニュアルの閲覧、入手方法 本マニュアルは、四日市港管理組合ホームページから入手できます。 http://www.yokkaichi-port.or.jp/</p>

	(3) その他 本件については、本日、環境省中部地方環境事務所及び国土交通省中部地方整備局からも報道機関に資料提供されます。
連絡先	〒510-0011 四日市市霞2丁目1-1 四日市港管理組合 経営企画部港営課 <担当> TEL 059-366-7014 施設担当 坂井 FAX 059-366-7049

※本日、四日市市政記者クラブ、県政記者クラブ及び第二県政記者クラブに同時発表しています。

四日市港ヒアリ類対策マニュアル 概要



- 改正外来生物法に基づいた「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」（環境省、国土交通省）が、令和5年4月25日に公布、6月1日に施行
- 四日市港において、対処指針の内容を着実かつ効果的に実施することを目的とし、関係事業者が取り組むべき内容を記載した「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」を、令和6年3月に策定

検討経緯 「四日市港ヒアリ対策連絡会議」

令和4年度 連絡会議（3回）

- ・四日市港の現状把握・整理
- ・マニュアルの構成及びヒアリ発生時の連絡・連携体制の検討

令和5年度 連絡会議（2回）及び現地講習会

- ・ヒアリ防除技術に関する比較・検討
- ・専門家の実演による関係事業者へのヒアリ防除技術の講習
- ・各事業者による取組事項及びアクションカードの検討

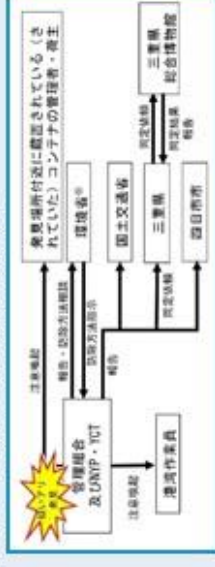
マニュアル策定

マニュアルの構成内容

- マニュアルの目的・利用等：マニュアル策定の背景、対象事業者の区分、コンテナ物流経路等の関連情報
- 対象事業者の取組事項：対処指針に沿ったヒアリ対策を事業者が実施する際の対応要領と参考情報
- 生息状況調査：行政の調査と連携した、事業者による効果的・効率的なヒアリ類の調査要領
- ヒアリ類の簡易同定：事業者が迅速にヒアリ類を識別するための対応要領
- 事業者の情報提供：ヒアリ発見時、事業者が行政に報告すべき内容
- 行政機関の役割：事業者のヒアリ対策と連携した、行政の役割

主な特徴 ① 「連絡・連携体制」

コンテナ物流の現場において、ヒアリ類が発見される状況を区分し、発見場所・確認状況に応じた「連絡・連携体制」を複数設定



主な特徴 ② 「アクションカード」

- ・ヒアリ類発生時の初動対応を、時系列で分かりやすく記載したもの
- ・各事業者のヒアリ担当者が作成・活用することで、迅速な対応を期待

※マニュアルから様式をダウンロードし、各事業者が作成可能

